

全軟野連発第 268 号

令和 7 年 12 月 15 日

都道府県支部

理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

専務理事 小山吉男



2029 年以降の少年部(学童・少年)バット使用制限について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、本連盟では、2025 年より学童部による一般用の打球部に弾性体を取り付けたバットの使用制限を導入いたしました。その後の段階的な措置として、2029 年以降より更なる「選手の安全面を考慮」することを目的に、少年部(学童・少年)における外表面上に弾性体(ウレタン・スポンジ等)を取り付けたバットの使用を全面禁止することを令和 7 年 11 月 5 日の第 4 回理事会で決定しましたので、下記のとおり通知いたします。

なお、2028 年シーズン終了までは移行期間とするため、現行ルールのまま大会運営を実施していただきますようお願い致します。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■少年部(学童・少年)のバットの使用制限について

導入年：2029 年より導入 ※(2026 年～2028 年シーズン終了までは移行期間)

内 容：選手の安全面を考慮し、バット外表面にウレタン、スポンジ等の素材の弾性体を取り付けた一般用および小学生軟式用のいずれのバットの使用を禁止する。
よって、2029 年以降に使用できるバットは、木製・金属製・カーボン製・複合(金属／カーボン)となる。

■使用制限の内容および今後のスケジュールについて

別紙資料参照

以上

事務担当者：吉岡、清野 Tel：03-3404-8831